

中華民国北京政府期における 全国教育会連合会の大会決議にみられる教授法の革新

今 井 航、丁 健¹

【要 旨】

全国教育会連合会は、中華民国北京政府期に開催が続けられていた教育関係事項の一種の議決機関であり、この時期の教育改革を論じる際に無視できない。250近くの大会決議を生み出し、なかには教育方法の改革を求める案もあった。実験重視／授業時間減少／自習奨励などによって、従来の教授法を革新しようという提案があった。その根拠には教師主導ではなく学習者本位の教育に転換しようとする意思があった。ひとあし先に江蘇省教育会理科教授研究会が進めていた理科教授法の改善策との繋がりがうかがえた。

【キーワード】

全国教育会連合会の大会決議 実験の重視 教員の研究支援 江蘇省教育会 理科教授研究会

はじめに

本稿の目的は、中華民国北京政府期における全国教育会連合会の大会決議にみられる教授法の革新のもつ意味を考察することにある。

全国教育会連合会は（筆者注—以下、文中では全教連と略す）、1915年から毎年、教育関係事項の協議を全国的な規模で行うために、当時各省に存在した省教育会が結集することにより開催されていた。全教連は、教育の研究や教員の研修を行うような場ではなく、各省教育会であらかじめ準備された様々な提案を審議して議決する、一種の議決機関であった⁽¹⁾。

今井の調査結果では、1925年10月の第11回大会まで続けられた全教連における大会決議総数は248本であった。その分類を試みたところ、最多は「教育行政」類で54本（21.8%）、「学校行政」と「雑件」の各類21本ずつ（各8.5%）、「社会教育」類17本（6.9%）と続き、本稿で注目することとなる「教育課程（教育方法を含む）」類は12本（4.8%）で、全体では7番目に多い本数であった⁽²⁾。言うまでもなく、中華民国北京政府期の教育改革を論じる際に、この全教連を無視することはできない。

¹ 平成26年3月 東京大学大学院教育学研究科博士課程後期満期退学

小林善文は、この時期にアメリカの教育史家ポール・モンロー（Paul Monroe, 1869～1947）が来華し、彼により中学教育不振の主要な原因が教授法の不良にあると指摘され、具体的には、一方的な講演式の注入法であって、実験・作業・実習の機会がなく、科学観念の錯謬があり、結果として学生の自主性を喚起できていないと指摘されたことを明らかにしている⁽³⁾。いっぽうで、北京政府教育部が理科教育の振興のために実験設備に対する補助を計画したことも明らかにしている⁽⁴⁾。また、蔭山雅博は、当時の教育先進地域として江蘇省を取り上げ、その江蘇省教育会に多くの教育研究会が設立されていたことを明らかにしている⁽⁵⁾。教育研究会の1つに理科教授研究会があり、教室の構造や、実験のための施設・設備、及び教材の改良が提案されていたことが明らかにされている⁽⁶⁾。

本稿では、全教連の大会決議に焦点をあて、なかでも教育方法の改革に注目する。全教連の大会決議にも、小林や蔭山のような先行研究で明らかにされている教授法に関する不良・改良の各内容が含まれていたと思われる。また、江蘇省教育会の理科教授研究会における活動内容が全教連における協議内容と関連したとも思われる。

本稿は、全教連の大会決議のなかでも教育方法の改革案を取り上げ、そのなかみを検討しようとするものである。同時に、そのなかみの出所を推論しようとするものもある。なかみの検討とその出所の推論により、当時の教授法の革新のもつ意味を考察する。

1. 全国教育会連合会の大会決議にみられる教授法の革新

表1は、全教連における「教育課程（教育方法を含む）」類の各決議の一覧である。

表1 全国教育会連合会における「教育課程（教育方法を含む）」類の各決議

回	開催年	決議名	扱い
第3回	1917	1 組織教材調査會案	函各省區教育會
第4回	1918	2 改進理化教授案	呈教育部
第5回	1919	3 革新學校教育方法案	函各省區教育會
		4 中小學校教科書應即改編案	函各省區教育會
		5 編訂公民教材案	函各省區教育會
第6回	1920	6 教材要目案	函各省區教育會
第7回	1921	7 暫行限制課本採用名詞及度量衡案	函各省區教育會及書肆
		8 編輯地理教科書應將本國流域改為四大流域案	函各省區教育會及書肆
第8回	1922	9 新學制課程案	
第9回	1923	10 分別調查小學教材以資編訂案	函各省區教育廳・會
		11 請慎重編審中小學教科書案	呈教育部並各省區教育廳・會
第10回	1924	12 請將中小學師範職業課程標準草案送部採用案	呈教育部

注：『曆屆全國教育會聯合會議決分類彙編』（第十一屆全國教育會聯合會事務所、1925年9月）、168～210頁を基にして今井が作成した。

これに目を通すと、教科書など教材のなかみ及びその編集のあり方に関する各提案（表中1、4～8、10、11）や、学制改革に伴うカリキュラム改革の提案（表中9、12）などが数多く並ぶ。これに比べて教授法に関する提案は少なく、表中2「改進理化教授案」及び同じく3「革新學校

教育方法案」の2案のみである。以下では、これら2案の内容に注目してみたい。

(1) 学校の教育方法を革新させる提案

まずは、1919年10月に山西省太原で開催された第5回全教連において議決された表中3「革新學校教育方法案」の内容を見てみよう。以下の通りである⁽⁷⁾。

いま世界の新しい思潮は民治主義を重視している。学校教育についても、やはり切り離すことができない。教授・訓練の2つを言えば、この2つを一般の人は教師主導のものであると思っている。学生は動かされているに過ぎず、もし学生本位の教育を言えば、とても難しいことであると思っている。多くの誤解は、自治・自主の提唱が校長や教師の権限を奪い、校長や教師の責任を減らすことになると思っていることがある。根本的な覚悟がないゆえである。新教育の新の文字、革新の新の文字が、新たに行く意思を示すことであることが分かれば、以前の方法はきまって法令を死守してきたため、数十年おこなわれてきた教育が生気をなくしていたり、本来の方法が従来のきまりとは違っていたりしていることが分かる。方法を革新して従来の方法を打ち破らなければならない。一切の教育法令の字面を除けば、活用の余地が残されている。このたびの議案は、けっして今後の教育方法を画一的に規定するものではない。教育にかかる人が従来の方法を打ち破って法令の意思を活用していくよう注意を与えようというものである。便に供するよう、教授・訓練の各項目に分けて左に記す。

(1) 教授

- (1) 教科と授業時間は、減らすことを酌量しても構わない。しかし、教材は、よくよく選ぶべきで、従前にはないものを現在の必要に応じて加えるべきである。
- (2) 種々の実習・実験の各設備を拡充して応用を重視するべきである。けっして教室における授業の形式を固く守る必要はない。
- (3) 学校図書館を拡充して学生に任せて自習させるとよい。

(2) 訓練

- (1) ~ (3) (略)。

ここでは、教授の項目に着目したい。その(1)では、教科内容と授業時間の各減少が認められている。また、実状に応じた教材の選択が促されている。これらの根拠には、引用文の半ばあたりに見られるように、教育法令で定められていることを死守する必要はなく、それらに従いながらも、そこには活用の余地が残されているといった捉え方があった。また、その(2)では、種々の実習・実験が重視されており、教室における授業の形式が問題視されている。この根拠には、教師主導ではなく学生本位の教育に転換していくとする意思があった。

教授法の革新は、教育法令には活用の余地が残されているといった捉え方に支えながら、従来の形式にはこだわらない学生本位の教育を新たに行くことが含意されており、その具体的な方法としては実習・実験の充実が唱えられたものであった。その(3)に見られるように、学生の自習を重視するものもあった。

(2) 理化教授を改善させる提案

さきの「革新學校教育方法案」の議決された第5回全教連の前年1918年の10月には、江蘇省上海で第4回全教連が開催された。つぎに、ここで議決された表中2「改進理化教授案」の内容

を見てみよう⁽⁸⁾。

今日、各国の教育趨勢を見て、理化を重視していないところはない。理化の役割は、そもそも系統的に事物を観察させて種々の複雑な問題を解決させることができることにある。最近、職業教育の話は国中に広まっているが、理化教授が並行して進められていないのは、潮流がないためであろう。改善を図るならば、中等の理化教育から始めて、高等に関する理化教育については、基本を立ててから、徐々に振興を図っていくものとする。

この冒頭では、各国の教育趨勢から見て中国の理化教授の改善が進んでいないことが指摘され、まずは中等レベルの理化教育の改善を図ることから始めることが提唱されている。そのうえで、以下のような具体策が提案された⁽⁹⁾。ここでは、さきの「革新學校教育方法案」で見た内容を踏まえ、実習・実験の充実のことに着目してみたい。

1 学生による理化実験を重視する。

学生が理化実験を行うことの利益を調べると、これによって自学の精神を養い、盲従の悪習を払いのけて将来の研究および応用の基礎を打ちたてることができる。今後、中等学校は、理化実験器具を配置し、実験時間を増やし、学生の実験に関する成績を厳しく審査しなければならない。2校以上を有するところでは、中等レベルの実験設備として公共の理化実験所を設置し、専門家1名を招いて常駐してもらい指導してもらう。こうした各中等学校は、定期的に順番に担任講師により一齊に学生を引率したり、実験を行いたい学生が、課外の時間を利用して自ら出向き、物理化学の重要な現象、反応、定性・定量の各分析、日用品の製造（たとえばインクや石けん等）のような項目に限って実験したりしてもよい。このようにすれば、各学校は、実験器具の経費を増やして完備な実験所を設けることを省くことができるし、さらには将来このような公共の理化実験所が拡がり理化研究所となれば利するところは大きい。

2 理化の学術名を審査して決める

（全略）。

3 中等学校の理化教科書を改良する

（全略）。

4 理化教科書の編纂・翻訳を提唱する

（全略）。

具体策の1点目は、まさに理化実験を重視することであった。実験を行うことで「自学の精神」が養われ、「将来の研究および応用の基礎」が得られるとされた。実験器具の配置、実験時間の増加、実験成績の厳格な審査、理化実験所の設置および専門家の常駐など、その実現に必要とされる点が逐一提起された。こうしてその環境が整えられれば、定期的に学生を実験所まで引率したり、あるいは希望者は課外の時間を利用して実験所に出向き、許される範囲内で自主的に実験したりしてもよいとされた。

こうした教授法の改善は、以下に見られるようなかたちの教員による研究を要求した⁽¹⁰⁾。

5 休暇中に理化講演会を組織する

理化は、隨時、研究しなければならず、時勢の要求に応じなければならない。わが国の

中等理化教員の多くは、研究の精神が欠けており、同時に外国の書籍雑誌を購入して読む財力にも乏しく、全体的にみて立て直す方法が不足している。休暇中に、大学および高等師範学校において中等理化講演会を開き、大学や高等の教授が最近の理化の進歩に関する講演を行うのを各地方から派遣された中等学校教員が聴講することを企画し、どの区域でも若干名を定めると同時に、中等教員は一定の期間内に必ず1度は当会に参加して聴講しなければならないと定める。各師範学校も、毎年の休暇中に講演会を開き、小学校の理科教員が聴講できるようにする。その方法は、前述のとおりで、学校教員でなくても相当の程度を有する者であれば、傍聴が認められるようにすれば普及の効果が得られる。

とりわけ、中等の理化教員の研究に対する姿勢や、あるいは教員が先進の内容を含む外国の書籍雑誌を購入することができないことが問題視されるなか、大学および高等師範学校における理化講演会の開催が提案された。休暇中に定期的に中等教員が専門家から講習を受けることで最先端が吸収され、そうなれば各教員の教授法の改善が進むと期待されていたと考えられる。引用文の後方では、中等教員のみならず、小学校の理科教員にも同様の手立てがなされることが期待されてもいる。

さきに見た、この翌年の「革新學校教育方法案」では実験の充実が唱えられた。実験の充実は学生本位の教育を目指したものであった。ここに見た「改進理化教授案」でも最初に実験が重視され、それを通じて「自学の精神」を養うことが意図されていた。学生本位の教育を目指したり「自学の精神」を養ったりしていくには、従来の教授法を大きく改める必要があったし、さらに言えば教員に研究の機会が与えられる必要もあった。

「改進理化教授案」が議決されたのは、すでに確認したとおり1918年10月に江蘇省上海で開催された第4回全教連であった。この決議のもととなった議案は、いつ、どこで作られたのだろうか。その、もとを辿ることで「改進理化教授案」や「革新學校教育方法案」の各決議のもつ意味を深めることができると思われる。

実は、「改進理化教授案」が議決された第4回全教連が開催された江蘇省は、当時の直隸省とならび近代教育普及の先進地域である。江蘇省教育厅や江蘇省教育会は、中国教育近代化過程にあって常に指導的役割を果たし⁽¹¹⁾、科学教育の近代化においても大きな役割を果たしている。江蘇省教育会には理科教授研究会が存在し、科学教育の近代化の重責を担っていた。

ここからは、江蘇省教育会理科教授研究会に注目してみたい。

2. 江蘇省教育会理科教授研究会の発足

江蘇省教育会による各教育研究会の設立には、アメリカ人教育家の役割があった。1913年5月末に、コロンビア大学ティーチャーズカレッジ教授ポール・モンロー (Paul Monroe, 1869 ~ 1947) が、キリスト教教会関係者を伴って中国を訪ねた。モンローは、同校に留学中の陳容を介して、すでに江蘇省教育会と接触しており、上海到着直後から、同省教育庁の依託により、上海市の学務調査を実施し、省教育会副会長王同愈らと今後の中国教育に関する意見を交換した。その席上モンローは、学校教員の教育研究、特に新しい教授法研究の重要性を指摘し、江蘇省教育会を中心として教育研究を進めるように提案した⁽¹²⁾。また、その談話会でモンローは「中国にはよい小学校があるが、一般の小学校で教える理化などの科目が足りない」と指摘した⁽¹³⁾。

これを受けて、江蘇省教育会調査部主任幹事の黃炎培と庶務部主任幹事の沈恩孚は、同年6月「教育研究会の設立意見書」を公表した⁽¹⁴⁾。この意見書は、その後の常年大会で承認され、江蘇

省教育会は、総力をあげてその実現に努めることとなった。

1914年秋以後、多くの教育研究会が相次いで設立されることになった。理科教授研究会は、1914年11月に江蘇省教育会社会教育部主任幹事吳家煦の起草により設立された⁽¹⁵⁾。理科教授研究会の設立後1年以内に、省内外の科学者、帰国留学生、理科教員の145名の会員を集めた⁽¹⁶⁾。これは、大規模な専門研究機関であり、全国における最初の理科教授研究会と推測できる。

それでは、江蘇省教育会理科教授研究会では、いったい、どのような研究活動が行われたのであろうか。

（1）理科教授研究会の組織

1914年10月、江蘇省教育会幹事である吳家煦は、江蘇省教育会に「発起組織理科教授研究會書」を提出した⁽¹⁷⁾。同書によれば、江蘇省教育会理科教授研究会は、理科教育を進めるために理科に精通した人々に呼びかけて、理科教材及び教授方法を研究することを目的とした⁽¹⁸⁾。また、理科教授研究会の会員には、省の境界線がなく、現任理科教員、退職した理科教員、公認された理科研究者であれば、理科教授研究会に入会することができると規定された⁽¹⁹⁾。さらに、理科教授研究会の運営は、吳の制定した「理科教授研究會簡要章程」に規定され、この規定によれば、理科教授研究会には2つの機能があったと見られる⁽²⁰⁾。第1に、理科教員及び理科研究者の研究成果を報告したり意見などを交換したりする場であった。第2に、理科教員の相談機関としての機能をもった。理科に関する疑問を持っている会員は、理科教授研究会を通じた解決方法を求めた。

またさらに、研究方法から見れば、会員から理科教材や教授法に関する研究成果を集め、また会員の共通討論で解決された教授上の問題点を収集し、豊富な知識を持っている評議委員が審査を行うことになっていた。各学校にいる会員に研究成果を配布することによって、江蘇省の各学校において研究成果を実施させようという意図があったものと考えられる。

1914年11月22日に江蘇省教育会理科教授研究会の成立大会が開催され、この規定に基づいて役員が選出された。1914年の初代総幹事には、『教育研究』の編集主任である王朝陽が選出された⁽²¹⁾。発起者である吳は副総幹事となり、理科教科書の翻訳者と編集者であった杜亜泉（和書漢訳者）、凌昌煥（和書漢訳者）、顧樹森などにより、編集審査員グループが構成された。吳は、その後、1916年から理科教授研究会の総幹事を担当することになった。編集審査員の杜なども長くこの研究会の主要メンバーであった⁽²²⁾。また、これらの人物によって組織された職員会により、理科教授研究会は小学校の科学教育の改革から始めることが決定された⁽²³⁾。

（2）理科教授研究会会員の性格および『教育研究』からみる当会の研究傾向

①会員の性格

1914年11月から1915年までに、江蘇省教育会理科教授研究会は145名の小・中学校理科教員及び理科研究者により構成されていた⁽²⁴⁾。

従来の研究で言われてきたように、理科教授研究会は多くの留米帰国留学生を集めていた。しかし、日本からの帰国留学生、あるいは清末からの自然科学系和書の漢訳経験者も存在していたのも確かであった⁽²⁵⁾。

また、会員の所属を分類してみると、小学校の教員数は53名で全体の36パーセントを占め、このほか、中学校は23名で16パーセント、師範学校は17名で12パーセント、専門学校は19名で13パーセントを、それぞれ占めていた。これら中学校・師範学校・専門学校の教員数は、合わせると全体の41パーセントを占めていた。

②『教育研究』における理科教授に関する研究の掲載

いっぽうで、1913年5月から発刊された江蘇省教育会機関誌である『教育研究』記事のうち、1916年8月の停刊までに掲載されている理科教授に関する研究を見ておきたい。

表2の江蘇省教育会機関誌『教育研究』に掲載された理科教授に関する研究には、日本の高等小学校の理科教授の紹介があり、江蘇省教育会会員の理科教授研究の紹介もあった。理科教授研究会のメンバーたちは、小学校の理科教授改革を中心として研究を行ったことがうかがえる。

表2 『教育研究』にみられる理科教授に関する記事

巻号	著者	題目
第3期	王朝陽	高等小學校理科教授之研究
第6期	間雲	理科教授中児童実驗教材之研究
第7期	間雲	理科教授中児童実驗教材之研究（續六期）
	間雲	高等小學校用実驗要目
第14期	江蘇省省立第二師範學校 附属小學校	高等科第二、三學年修學旅行教授案—理科教授法
第19期	理科教授研究会	理科教授研究会第一次研究報告
第24期	野鶴	理科研究—日本東京高等師範學校附属小學校理科教授研究部
	吳元滌	小學校理科教授當以児童自行実驗為基礎說
第25期	野鶴	理科研究—日本東京高等師範學校附属小學校理科教授研究部（續二十四期）

3. 理科教授研究会による初等理科教授の改善策

（1）研究活動の開始

理科教授研究会は1914年11月29日に第1次役員会を開催した。参加者12名の討論により、5つの事項を議決した⁽²⁶⁾。議決した事項の1つとして、研究資料を求め、理科教授状況について会員に手紙で調査を依頼することを決定した。理科教授研究会は会員に対して「1つは、理科教授では教科書を用いるかどうか。教科書を使う場合は、どこが出版した教科書を使うか。反対に、教科書を使わないとすれば、どのような教授法を用いるのか。もう1つは、用いている教科書に対して如何なる意見を持っているか」といった2つの調査を依頼した⁽²⁷⁾。

①実態調査の状況

1914年12月27日の第2次役員会が開催される前に22名の会員から調査事項に対する回答を受け取った。会員には、2種類の意見の回答があった。すなわち、理科教科書を使用するべきであるとする主張と教科書を使用するべきではないとする主張の2つである⁽²⁸⁾。小学校で教科書を使用するべきだと主張した学校は10校で、これの主張の理由は以下のようであった⁽²⁹⁾。

- ①教員に教科書を編集する暇はなく、正確な図は銅版のある出版社しか印刷できない。選択されたよい教科書を使えるならよい。
- ②高等小学校の理科の知識は、それほど深くはない。教科書を廃棄して標本のみを使う場合は系統的な内容の勉強にならない。
- ③高等小学校第1、2学年の児童は筆記能力をまだ身に付けていないため、しばらくは教科

書を使ったほうがよい。

- ④高等学校の学生は聞き取り能力が低い。国文も深く勉強していないため、授業を筆記するのは難しい。さらに、小学校教員にとっては教授の予習時間がない。

会員の回答によれば、この10校で利用されている教科書は、商務印書館、中華書局、図書公局の出版物であった。これらの教科書使用に賛成する学校からは「五彩掛け図を作る。筆記冊を備える。教科書に教授要目を明記する」という意見も付されていた⁽³⁰⁾。

また、教科書を使用するべきではないと主張した学校は4校で、その理由は以下のようであつた⁽³¹⁾。

- ①児童に共通概念を教える。各種の観察実験を帰納させることによって児童に共通概念を勉強させる。さらに、反復して農、工、商業に応用できる経験を演繹することによって児童の推理力を伸ばす。
- ②理科教科書の内容は、地域によっては実物を探すことができない。また、教科書の使用によって学生の進取の気性は止まり、教科書への依存が高まる。

この4校では「各学年の教授要目を計画する。各科目の教授細目を編成する。教授細目に基づいて教案を作成する。教案に基づき簡単な図表を作成し、学生に筆記させる」といった教授法が用いられていた⁽³²⁾。

②研究の結果

理科教授研究会の提唱する小学校理科教授の目的

理科教授研究会の議論によると、小学校で理科教科書の使用問題を考える前に、理科教授の目的を明確にする必要があった。理科教授の目的に基づいて教科書使用の必要性を判断しなければならない⁽³³⁾。そして、理科教授研究会によれば、小学校の理科教授の目的は、以下のように、児童の知識と感情の両面から陶冶するべきであるとされた⁽³⁴⁾。

- ①知識に関する陶冶には、実質陶冶と形式陶冶がある。実質陶冶は子どもに自然物と自然現象、それらと人の関係を理解させる。自然物を利用するための知識を身につけることが必要である。理科の教授は将来に自然物を利用するため自然現象を了解させて、正しい知識を身につけさせることである。形式陶冶は直観教授を利用して子どもの精密な観察力及び思考力を養成する。つまり、実質陶冶は子どもに実用的知識を身につけさせる。形式陶冶は子どもに実用的能力を身につけさせる。
- ②感情に関する陶冶は、子どもに自然物に触れさせて、自然を愛する感情を育てる。すなわち、精緻な観察から真理を探究する感情を育てる。また自然物の利用を通して、産業を大事にする感情を育てる。

理科教授研究会は、形式陶冶主義と実質陶冶主義及び感情陶冶主義の科学教育論を提唱するものであった。

教科書の要不要論

理科教授研究会の議論によると、教科書を使用する場合は以下4つの欠点が指摘されていたことがわかる⁽³⁵⁾。

- ①教科書の使用はしばしば暗記教科と思われる。理科教授の目的は子どもに自然物の観察を

通して実用的で正確な知識を身につけさせることにある。今日の理科教授では教科書の使用からは暗唱の教授を思わせる。理科の教授では実物標本の観察がなければ子どもに正確な知識を身につけさせることはできないと思われ、実質陶冶と形式陶冶に到達することはできない。

- ②教科書の使用に適當な实物はないかもしれない。わが国は地域によって特産物が異なる。教科書の内容に合う实物を探すことができない。
- ③教科書の使用は子どもの自発的能力の養成に少しも役立たない。理科の教授が子どもの自発的能力の養成に役立つ。たとえば、実験観察を通して自発的能力を育てる。あるいは課外の予習と自習を通して子どもの思考力を育てる。これは、理科のうちで最も価値の高いものである。教科書を使用すれば子どもたちは教科書の使用に依存することができてしまうし、实物の考察による発見がない。
- ④教科書の使用では子どもの自然を愛する感情の養成はできない。子どもたちは自然物と常に触れることにより愛する感情が自然に沸き起こる。教科書の使用は实物と触れることができないので、自然を愛する感情は沸き起こることがない。人生との関係を完全に知ることもできない。

したがって、理科教授研究会は学校の理科教授では教科書を使わないと主張したのである。しかし、理科の教授で教科書を使わない場合は、現地の教授材料を調査し、教授細目を編集しなければならないとした⁽³⁶⁾。

また、1918年11月28日『民国日報』に掲載されている1つの通告によると、国民学校のカリキュラムに増設された「自然観察科」のために、理科教科書の廃棄を主張していた江蘇省教育会理科教授研究会は、幹事長の呉家熙、編集審査員の王朝陽と黃竹銘の3名により『高等小学校理科教授要目』を編集した⁽³⁷⁾。また、江蘇省教育会は各県教育会に使用方法を付けた『高等小学校理科教授要目』を配布し、各県教育会を通じて各高等小学校に配布するよう依頼した。同時に、この要目は、各省、県の教育会にも配布し、あわせて各新聞の特別欄に掲載することにもなった⁽³⁸⁾。

(2) 理科実験教室の設置促進

1918年秋、理科教授研究会は実態調査の結果をもとに、「小学校理科設備草案」を作成した。この草案は、教室の構造や実験のための施設・設備の改良のための提案であった⁽³⁹⁾。草案実施のために、理科教授研究会は標準的な小学校理科実験教室が設置されるよう提案した。江蘇省教育厅は、1919年7月4日に理科教授研究会の申請に応じて理科実験教室の設立経費として1,500元を支給した⁽⁴⁰⁾。理科教授研究会は江蘇省教育厅に設備経費を申請し、同年11月に小学校における理科実験教室の設置が完了した。こうした理科実験教室は、「小学校理科設備草案」の規定に基づいて建設され、各小学校の模範となった。

また、1922年末、江蘇省教育会理科教授研究会は、「小学校の理科教授は設備が最も重要である。しかし、現在の理科器具の値段が徐々に上がっているため、学校経費は極めて不足している。対応策としては、教具の自作を提倡せざるを得ない」とし、全国小学校理科教具自製展覧会を計画し、教育部に届け出た⁽⁴¹⁾。教育部から開催批准を受け取った理科教授研究会は、江蘇省教育会を通じて全国の各師範学校及び各小学校に通知し、教具展覧品を求めた。その結果、1923年2月25日に上海にある江蘇省教育会事務所で開催される運びとなつた⁽⁴²⁾。

おわりに

1914年11月に江蘇省教育会内に設立された理科教授研究会は、翌年1915年までの間に小学校の教員を中心に145名で構成され、江蘇省教育会の機関誌であった『教育研究』に理科教授に関する研究記事を掲載したり、あるいは会員に理科教授に関するアンケートを実施したりした。研究記事からは小学校の理科教授を中心に改革が進められようとしていた様子を窺うことができた。また、教科書の使用／不使用の是非を問うアンケート結果をもとに両者の長短が議論され、その結果、教科書の不使用が主張された。ただし、不使用の場合であっても教授要目作成の必要が説かれていた。さらに、1918年秋には教室の構造や実験のための施設・設備の改良案が提示され、このことが翌年1919年11月の小学校における理科実験教室の設置完了へとつながった。

1918年秋といえば10月に江蘇省上海で第4回全教連が開催された。奇しくも時と場所を同じくして理化教授を改善させる提案（「改進理化教授案」）が議決された。この決議では、中国の理化教授の改善が進んでいないことが指摘され、とくに中等レベルの理化教育の改善が唱えられた。ひとあし先に江蘇省教育会理科教授研究会が進める実験施設・設備の拡充が同じく提起され、実験時間の増加や専門家の活用など理化実験を重視する環境を整える具体策が最初に盛り込まれていた。また、実験を重視していくための教授法の改善は教員による研究を要求することになり、具体的には大学および高等師範学校における理化講演会の開催が提案された。教員の研究姿勢も問われていたのである。

この翌年1919年10月には山西省太原で第5回全教連が開催され、学校の教育方法を革新させる提案（「革新學校教育方法案」）が議決された。ここでも、やはり実験が重要視されていた。教授法の革新は、この時期の理科／理化教育の各改革の鍵であった実験を取り入れることを重視し、その根拠には教師主導ではなく学習者本位の教育に転換していくとする意思が含まれていた。こうした意思は、授業時間を減らしたり自習を勧めたりしようとする各主張にも反映した。

その後の大会決議に目をやると、1922年10月に山東省济南で開催された第8回全教連では「推行中等學校學生理化實驗案」が議決され、やはり理科実験の重視や教員の研究支援の具体策、さらには理科実験施設・設備の経費などが提案されていた⁽⁴³⁾。同じく議決された「改良中等學校教學法案」では、中等学校教員を選抜して国内外の視察に行かせるなどの更なる教員の研究支援策のほか、やはり授業時間を減らして学習者の自習時間を増やそうとする提案が見られた⁽⁴⁴⁾。

このときの教授法の革新をうけて各省は如何に応じたか。省／学校の各レベルで実態を解明していくことが今後の課題であろう。

注

- (1) 今井航『中国近代における六・三・三制の導入過程』九州大学出版会、2010年、288頁。
- (2) 前掲注(1)、今井著、96頁。
- (3) 小林善文『中国近代教育の普及と改革に関する研究』汲古書院、2002年、111頁。
- (4) 前掲注(2)、小林著、101頁。
- (5) 蔭山雅博「アメリカ留学帰国者の社会的活動—二十世紀初頭・江蘇省の場合」阿部洋編『米中教育交流の軌跡』霞山会、1985年、78・85～86頁。
- (6) 前掲注(5)、蔭山著、88頁。
- (7) 『曆屆全國教育會聯合會議決分類彙編』第十一屆全國教育會聯合會事務所、1925年9月、173～174頁。

- (8) 前掲注(7)、『曆屆全國教育會聯合會議決分類彙編』、168～169頁。
- (9) 前掲注(7)、『曆屆全國教育會聯合會議決分類彙編』、169頁。
- (10) 前掲注(7)、『曆屆全國教育會聯合會議決分類彙編』、170頁。
- (11) 前掲注(5)、蔭山著、78頁。
- (12) 前掲注(5)、蔭山著、84頁。
- (13) 黃炎培「學校教育採用實用主義之商榷」『教育雜誌』第5卷第7期、商務印書館、1913年7月、56頁。
- (14) 「會員沈君恩孚黃君炎培擬組織教育研究會意見書」『教育研究』第5期、1913年9月。
- (15) 吳家煦：字和士、江蘇省教育會幹事、江蘇省教育廳任命の理科視察員、理科教授研究会總幹事、中華書局理科編集員、中華博物学会副会長などを歴任した。
- (16) 「會員錄」『江蘇省教育會年鑑』第1期、1915年、15～25頁。
- (17) 「吳君家煦報告發起組織理科教授研究會書一會報」『教育研究』第16期、1914年10月、3頁。
- (18) 前掲注(17)
- (19) 前掲注(17)
- (20) 「吳君家煦交到理科教授研究會簡章並報告一會報」『教育研究』第19期、1915年1月、11～12頁。
- (21) 前掲注(12)
- (22) 「理科教授研究會記事」『民國日報』1917年8月24日、第10版。
- (23) 「理科教授研究會通告」『民國日報』1918年11月28日、第11版。
- (24) 前掲注(16)
- (25) 調べた限りでは、留日あるいは自然科学系和書漢訳経験者は6名である。
- (26) 前掲注(20)、「吳君家煦交到理科教授研究會簡章並報告一會報」、12～13頁。
- (27) 前掲注(20)、「吳君家煦交到理科教授研究會簡章並報告一會報」、13頁。
- (28) 「理科教授研究會第一次研究報告—專件」『教育研究』第23期、1915年7月、2頁。
- (29) 前掲注(26)及び(28)
- (30) 前掲注(28)
- (31) 前掲注(29)
- (32) 前掲注(20)、「吳君家煦交到理科教授研究會簡章並報告一會報」、10頁。
- (33) 前掲注(28)、「理科教授研究會第一次研究報告—專件」、11頁。
- (34) 前掲注(28)、「理科教授研究會第一次研究報告—專件」、12頁。
- (35) 前掲注(28)、「理科教授研究會第一次研究報告—專件」、13～14頁。
- (36) 前掲注(28)、「理科教授研究會第一次研究報告—專件」、14頁。
- (37) 前掲注(23)
- (38) 前掲注(23)
- (39) 前掲注(6)
- (40) 「江蘇省教育會議事月表」『江蘇省教育會年鑑』第5期、1920年、28頁。
- (41) 「要聞」『新教育』第5卷第4期、商務印書館、1922年11月、910頁。
- (42) 前掲注(41)
- (43) 前掲注(7)、『曆屆全國教育會聯合會議決分類彙編』、99頁。
- (44) 前掲注(43)

